

相続登記プランのご案内

手続を煩雑にさせないためにも

今のうちに手続きを 行っておきましょう！

不動産登記を亡くなられた方の名義のままにしていると
いざ売却したいとなった際に
名義変更手続きからしなくてはならないため、
簡単に売却が出来ません。

また、何世代も前の名義のままにしていると、
相続人の数が増え、さらに、全員から書類を
集めなければならないため、
とても大変な作業となります。

全体の流れ

相続登記をする
不動産の特定

必要書類の
収集

書類作成
委任状等への押印

法務局への
登記申請

完了

主な必要書類

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等
- ・相続人全員の戸籍謄本
- ・被相続人の戸籍の附票又は、住民票の除票
- ・不動産をもらう人の戸籍の附票又は、住民票
- ・遺産分割協議書（遺産分割協議がされた場合）
- ・相続人全員の印鑑登録証明書（遺産分割協議がされた場合）
- ・固定資産評価証明書又は、納税通知書（最新年度分）

※その他必要に応じてご案内いたします。

相続登記プラン

基本料金

99,000円(税込)～

※正式な金額については、別途お見積書で
提示させていただきます。

※報酬とは別に法務局へ納める登録免許税が
発生いたします。

特に記載のない部分については、税込価格を表示しています。

本案内に記載されているものは2021年10月1日時点での内容です。内容は予告なく変更になる場合がございます。

無料相談実施中 お気軽にお問い合わせください

相続 L[☀]UNGE

〒812-0012

福岡県博多区博多駅中央街9-1 博多マルイ5F

営業時間 10:00～21:00

(定休日：博多マルイ定休日、12/31、1/1)



092-433-8716



<https://souzoku-lounge/jp>



s.lounge@komoda-law.jp

WEB サイト

